○田川地区清掃施設組合行政不服審査会設置条例

平成 28 年 2 月 26 日

条例第 1 号

（設置）

第１条　行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「法」という。）第８１条第１項の規定に基づき、田川地区清掃施設組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第３条　審査会は、委員５人以内をもって組織する。

２　委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、組合長が委嘱する。

３　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

５　委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

６　組合長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

７　委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

（会長）

第４条　審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

２　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

３　会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第５条　審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、学識経験のある者のうちから、組合長が委嘱する。

３　専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

４　第７条の規定は、専門委員について準用する。

（会議）

第６条　審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　会議は、３人以上の委員が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

（守秘義務）

第７条　審査会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附　則（平成２８年２月２６日条例第１号）

（罰則）

第９条　第７条（第５条第４項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

（施行期日）

１　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

（会議招集に関する特例）

２　この条例の施行後初めて開かれる会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、組合長が招集する。

附　則（令和元年７月２６日条例第３号）

この条例は、令和元年８月１日から施行する。